

「令和2年度山形県通信販売ウェブサイト創設支援事業費補助金」Q & A

Q 「県産品を生産する」とは何ですか。

A 山形県内の工場（一般的な工場のほか、工房や店舗等も含みます。）で製品を製造していることをいいます。製造が山形県内であれば、部品や素材は山形県外のものでも構いません。

なお、製造を行っておらず販売のみの場合や、収穫した農産物をそのまま販売する場合は、この補助金の対象となりません。

Q 中小企業者とは何ですか。

A 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」といいます。）第2条第1項に規定する中小企業者をいい、具体的には以下のとおりです。

- ① 法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる会社及び個人
- ② 法第2条第1項第6号から第8号までに掲げる組合及びその連合会

※ 中小企業等経営強化法は下記よりご覧いただけます。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC00000000018>

※ ①は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に準じておりますので、中小企業庁のFAQ「中小企業の定義について」も併せてご覧ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

Q 創業者とは何ですか。

A 法第2条第3項に規定する創業者をいいます。創業者として申請する場合は、既定の添付書類に加えて、個人事業の開業等届出書や法人設立届出書等、創業することがわかる書類を提出してください。

Q 以下のような場合は、この補助金の対象となりますか。

- ① 令和2年3月31日以前から既に自社のウェブサイト等でインターネット上の決済手段による販売を行っていて、令和2年4月1日以降新たに楽天市場やAmazon等のネットショップに登録する場合。
- ② 令和2年3月31日以前から既に楽天市場やAmazon等のネットショップに登録していて、令和2年4月1日以降新たに自社のウェブサイト等でインターネット上の決済手段による販売を行う場合。
- ③ 令和2年3月31日以前から既に自社のウェブサイト等で電話やFAXによる販売を行っていて、令和2年4月1日以降新たに自社のウェブサイト等でインターネット上の決済手段による販売を行う場合。

A ①、②は対象となりませんが、③は対象となります。

Q 補助対象事業の期間はいつですか。

A 令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。ただし、支払いは令和3年2月26日までに終えたうえで、実績報告書を提出する必要があります。

Q 交付決定の時期はいつですか。交付決定前に事業に着手しても補助を受けられますか。

A 交付決定は1月下旬を予定しています。交付決定前であっても、令和2年4月1日以降の着手であれば対象となります。ただし、補助金の交付が確約されるものではありません。

Q 実績報告の時期はいつですか。

A 補助事業完了後30日を経過する日又は令和3年2月26日のいずれか早い日です。

Q 販売に合わせて掲載するための、商品の写真・動画に係る費用は対象となりますか。

A 対象となります。ただし、インターネット販売に直接関係のない費用は対象となりません。

Q 令和2年3月31日以前から開設しているネットショップ等に係る令和2年4月1日以降の月額利用料に、この補助金を活用することはできますか。

A できません。令和2年4月1日以降に開設したネットショップ等に係る初期費用及び月額利用料（令和3年3月31日まで）のみが対象となります。

Q 国の小規模事業者持続化補助金や経営継続補助金に申請している事業の自己資金部分に、この補助金を活用することはできますか。

A できません。県の交付要綱第5条第3項にて、「国又は山形県等からの他の補助金等の交付を受けてはならない。」と規定しています。

Q ふるさと納税の返礼品取扱事業者として県や市町村に登録していますが、この補助金の対象となりますか。

A 対象となります。